

世界ルールの流れと日本への影響を確認する！

今、叫ばれているTPP、このアメリカの交渉窓口はアメリカ通商代表部です。これを設置したのはケネディ大統領でした。

消費者の4つの権利を掲げて登場したケネディ。規制を緩和、自由化することで消費者の利益は増えるはずだとの見解から、アメリカ通商代表部が設けられたのです。

では、今の日本で消費者にはいくつの権利があるのでしょうか？現在の日本にあるのは8つの権利です。つまり、日本も1994年の細川政権から消費者社会に突入したのです。

ところで、ケネディは1963年に暗殺されます。もし生きていたら、東京オリンピックはケネディの時に開催されたはずです。ちなみにオリンピックが行われた代々木オリンピック村は、米軍の宿舎があったといわれています。この米軍の施設を返還したのもケネディです。

2020年のオリンピック開催地が東京に決まりました。さらに、次期駐日大使に決まったのは、ケネディの娘、キャロライン・ケネディ氏です。このことは、ただの偶然でしょうか？これは、日本とのTPP交渉を有利に進めるための取引条件ではないかという方もいらっしゃると思います。ちなみに、アメリカの大統領でイングラッド人ではなかった大統領はケネディとオバマです。また、オバマはケネディが大統領になった1961年の生まれです。これもまた、偶然なのでしょうか？

最近、オリンパス、AIJの金融商品取引法違反、日本柔道連盟の会社法、コンプライアンス違反、日本プロ野球機構の情報公開法違反、三重の米偽装問題、阪急阪神ホテルズの食品偽装、ヤマト運輸のクール宅急便取り扱い問題など、次々に問題が発覚しています。これは、1994年の細川政権からの消費者社会の関連法で裁かれているのです。

消費者は素人であり弱者です。強者である企業はプロです。プロが嘘をつくことを消費者は嫌います。また、正しい情報を開示しないことにも、敏感になります。したがって、消費者関連法を強化し、企業にコンプライアンスと正しい情報開示を求めます。その結果が、今なのです。

企業経営者の中には法律が苦手な方が多いようです。しかし今は、本業の業法よりも、人事労務、消費者関連法、会計などの財務ルール、ITといった本業ではないところの法改正が大きく影響します。ぜひ、中小企業においても、自身で法的な勉強すること、また、経営者の身近にプロをおく体制が求められます。

もう一度、消費者関連法、さらに金融、会計などのグローバルルールを確認、勉強しましょう。

代表取締役や取締役などには、年配の方を多く見受けます。つまり、1994年以前に企業に入社した方々は、農業、製造業ベース、つまり生産者の教育と訓練を受けてきました。生産者の教育は命令を聞き、我慢して、記憶する教育です。しかし、現在は、サービス業主体の消費者の時代です。教育と訓練が根本的に違います。

生産者ベースの生き方しかできない役員が経営をしているのです。経営者が時代に合わない可能性があります。外部の専門家を活用するなどして、役員、社員教育などを行うと同時に、もう一度、一から経営を見直すべきではないでしょうか？

2006年5月1日に施行された新会社法では、経営がリスクマネジメントに転換し、会計も会社法の会計に転換しました。その意味を理解しないと、今後の経営を理解できません。基本法がいろいろと変わる現代社会、その背景には消費者社会の到来があることを忘れないで下さい。

シニアリスクコンサルタント® 浦嶋繁樹

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自ずと時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

悪ふざけ投稿「もうやめて」 企業、賠償請求の構えも

飲食店のアルバイト店員らが、店内での悪ふざけをインターネットに投稿する問題が相次いでいる。商品の廃棄にとどまらず、閉店に至るケースもあり、一部の企業は損害賠償請求の構えを見せている。

博報堂生活総研の主任研究員は「仲間に笑ってほしいという軽薄な自己顕示欲と、ネット空間が社会と直結しているという認識の欠如が引き起こした」と指摘する。

企業の危機管理に詳しい弁護士は「訴訟で損害が認められるかはケース次第」と話す。冷蔵庫に入ったケースは、消毒などで営業の停止が不可欠だったと立証できれば休業に伴う損失が認められる可能性がある。店舗閉鎖は企業側の自主的な対応なので、悪ふざけとの因果関係がないと判断される公算が大きいという。

労働契約に詳しい別の弁護士は「企業には、法的措置も辞さない姿勢を示して再発防止につなげる狙いもある」とみる。

遺族「せめてもの救い」 津波で園児死亡 賠償判決に涙

仙台地裁は、東日本大震災の大津波で送迎バスが流され、園児5人が死亡した日和幼稚園の過失責任を認めた。大津波襲来を「容易に予想できた」とした判決は、沿岸の施設管理者には厳しい判断だ。想像力を懸命に働かせて情報収集や迅速な判断に努める必要性を突きつけ、南海トラフ巨大地震などの津波が想定される中、備えを求める警告ともいえる。

園側は「千年に一度の大津波を予想することは不可能」と主張したが、判決は「巨大地震は予想できなくても最大震度6弱の揺れを約3分も体感したのだから巨大津波は容易に予想できた」と退けた。事前に備えを進め、全員を無事避難させた介護施設もある。日ごろの備えこそが「強い揺れで即、津波を想定した行動」に直結する。安全配慮義務を負う施設や管理者は、平時から備え、いざというときも臨機応変に行動する。大震災の尊い教訓をかみしめる必要性を司法があらためて示したといえる。

東日本大震災の津波による犠牲者遺族が、避難指示などをめぐり管理者側に賠償を求めた訴訟は、日和幼稚園の裁判を除き少なくとも8件が係争中だ。いずれも管理者側が「巨大津波の襲来を予見できたかどうか」が重要な争点になっている。裁判以外でも遺族らが実態解明を求める動きが出ている。名取市では、住民ら約800人が犠牲になった。防災行政無線が故障で作動しなかったことなどが被害を拡大させたとして、第三者の検証委員会が発足している。南三陸町では、一部遺族が業務上過失致死容疑で町長を告訴している。

民間の給与 平均408万円 昨年、2年連続減

民間企業に勤める人に昨年1年間に支給された給与の平均は前年比1万円減の約408万円で2年連続で減少したことが分かった。

会社員など正規労働者の平均は468万円、パートや派遣社員など非正規労働者は168万円で、約2.8倍の差があった。業種別の平均給与は、「電気・ガス・熱供給・水道業」が718万円でトップ。「金融・保険業」が610万円で続いた。最も低いのは「宿泊・飲食サービス業」で235万円だった。

1年を通じて勤務した人の給与の総額は185兆8508億円で、8951億円(0.5%)減。源泉徴収された所得税の総額は7兆2977億円で、2552億円(3.4%)減った。

本コーナーは、(株)日本アルマック/日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会共催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したもので、日経新聞の記事によるものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

<発行>

日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町10共同ビル2F 27号

(株)日本アルマック内

TEL:03-5297-1242 FAX:03-5297-1244

URL: <http://www.almac.co.jp>

<製作>

株式会社日本アルマック

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町10共同ビル2F 27号

TEL:03-5297-1241 FAX:03-5297-1244

URL: <http://www.almac.co.jp>

※ご意見・ご要望は上記までお寄せください。